

## 検査科患者憲章

1. 検査室は検査方法、結果解釈など検査プロセスに関する各種情報を提供します
2. 検査室は患者さんもしくは関係する臨床医等へのなんらかの危害が生じた場合、全ての記録を開示します
3. 患者さんからの要求や患者代理の医療従事者からの要求に対して、適切に対応し、患者さんの権利を守ります
4. いかなる患者さん(検体)に対しても、十分な注意と敬意を払って取り組みます

## 検査科機密保持(個人情報保護)に関する方針

1. 検査科員は川口市立医療センター個人情報保護要領および検査科個人情報保護規定に則り、患者の個人情報を適切に取り扱います。
2. 検査科において患者情報を取り扱う者(院内外関係者全て)は何人も検査上知り得たいかなる情報も秘密を保持し、許可なく公言あるいは共有しません。諸事情により公開せざるを得ない場合は、患者等に事前に通知します。
3. 患者以外の情報源から知り得た情報について秘密保持を徹底し、情報源の身元についても情報源の許可なく患者と共有することはありません。
4. 残余検体の二次利用に際しては、匿名化を行い、利用させていただきます。
5. 遺伝学的検査のために委託検査所へ依頼する場合、個人情報は匿名化します。
6. 検査科は内部監査、研修を実施することで、常に個人情報保護を維持します。